別紙

いじめの発見

本人の訴え

「サイン」の発見

児童からの報告

保護者からの報告

疑わしきはすぐに対応

情報の共有
①担任・学年の教員
②管理職・生徒指導主任
養護教諭

一次対応（緊急対応）

いじめられた児童
・事実関係の把握
・心のケア
安全の確保
全面的な支援

保護者との連携
・事実関係の報告
・信頼関係の構築

いじめた児童
・事実関係の把握

周囲の児童
・事実関係の確認

協働体制の確立
指導方針の共通理解

教育委員会への報告

担当
生徒指導主任・教頭

関係諸機関との連携

担当
教頭・生徒指導主任

二次対応（短期対応）

いじめられた児童
・いじめ対応委員会
（校長･教頭･生徒指導主任･各学年生徒指導部･養護教諭）による支援

保護者との連携
・指導方針の伝達
・協働意識の向上

いじめた児童
・いじめの態様に応じた指導･援助

学級での指導
・当事者意識の高揚、共感的人間関係づくり、自己存在感を実感できる学級づくり

三次対応（長期対応）

いじめられた児童
・適応の促進
・対人関係能力の向上

保護者との連携
・家庭の教育力の向上

いじめた児童
・規範意識の育成
・人間関係づくりの改善

全校での指導
・人権意識を高める道徳教育･特別活動等の実践、いじめ問題を解決できる学級･学年集団育成の指導の充実

いじめの解消

いじめの再発防止、未然防止に向けた取り組み